

## 社会福祉法人共生福社会役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生福社会の役員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬の額は年額120,000円とし、各月ごとに支払いを行う。

2 理事長の勤務に際しては交通費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第4条 役員が法人業務のために京田辺市及び隣接する市町村外に出張する場合は、次表により日当を支給することができる。

鉄道運賃等	実費
宿泊費	実費
日当	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、宇治市、久世郡、相楽郡（精華町を除く）、木津川市への昼食を伴わない出張については、鉄道運賃等の実費のみ支給する。

### (適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

### (改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

### 附則

#### (施行期日)

1. この規程は、平成25年8月24日から施行する。
3. この規程は、平成26年11月1日から施行する。
4. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成29年6月25日から施行する。

#### (廃止)

- 2.平成18年12月2日より施行している社会福祉法人共生福社会役員旅費規定は廃止する。